

衆議院法制局

THE LEGISLATIVE BUREAU OF
THE HOUSE OF REPRESENTATIVES

令和4年
総合職
採用案内



「まだ議員立法がある！」

—人権保障の最後の砦としての議員立法—

「おっかさ、まだ最高裁判所がある、最高裁があるんだ！」

無実を主張しながらも一審・二審ともに有罪判決を受けた被告人が、拘留所に面会に来て落胆して去ろうとする母親に、そう叫びます。えん罪事件をモデルにした、今から60年以上も前の映画のラストシーンです。施行後間もない日本国憲法の下で人権擁護の砦とされた、最高裁判所に対する切実な期待を象徴するような言葉です。

他方、私たち衆議院法制局がお手伝いする議員立法も、「まだ議員立法がある、議員立法があるんだ！」と叫んでもらえる、そんな側面を持っています。ハンセン病元患者やその家族に対する差別偏見に係る補償金支給法(平成13年・令和元年)、C型肝炎感染被害者(平成20年)や建設アスベスト被害を受けた建設業務労働者等(令和3年)に対する給付金支給法、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給法(平成31年)など、裁判所では国の責任が認められなかったケースも含めて、衆法(衆議院議員による議員立法)による簡易・迅速で一律的な解決を図るための措置が、たびたび講じられてきているからです。

議院内閣制の下では、制度の基本的な枠組みを作る「大きな法律」は、内閣立法によって措置されることが少なくありません。しかし、そこから漏れた特定少数の国民の権利侵害を一つひとつ拾い上げて救済するといった、「小さな声」を聴く議員立法のあり方は、より民意に敏感な国会議員たちによる真の「政治主導」の現れとも言えるものです。

私たちは、国会議員のそのような「政策を法律に」^{おもい かたち}して、現行法の下では最高裁ですら救えなかった方々の「人権保障の最後の砦」となるような地道な立案作業を、日々、行っています。私自身もそのような衆議院法制局の一員として、職員一人ひとりに居場所とやりがいのある、風通しの良い職場であり続けられるよう、努めているつもりです。

^{おおよけ}
さあ、「公のために働きたい」
という気概を持った若人たちが、
来たれ、我が衆議院法制局へ！

衆議院法制局長

橋 幸信



目次

衆議院法制局長から	2
衆議院法制局の機構図	3
衆議院法制局の職務	4・5
憲法論議に関連する職務	6
立案の現場から	7・8
若手職員実態調査	9

私の10年	10・11
キャリアパス	12・13
法制次長からのメッセージ	14
研修・採用情報	14
勤務条件等	15

衆議院法制局の機構図

衆議院法制局は、立案部門とこれを支援する庶務部門から構成されています。定員は86名です。

当局の立案の職務は、全ての法律分野に及んでおり、下図のように分掌されています。



※各課室の所管分野は第204回国会現在のもの

最近の主な議員立法(衆議院議員提出)

- ・令和3年東京オリパラ特措法改正(令和3年)
- ・憲法改正国民投票法改正(投票環境向上)(令和3年)
- ・災害時等船舶活用医療提供体制整備推進法(令和3年)
- ・医療的ケア児支援法(令和3年)
- ・国会職員法等改正(定年延長)(令和3年)
- ・改正新型インフル等対策特措法等修正(令和3年)
- ・デジタル社会形成基本法修正(令和3年)
- ・toto法改正(バスケットボール追加等)(令和2年)
- ・家畜伝染病予防法改正(アフリカ豚熱対策)(令和2年)
- ・労働者協同組合法(令和2年)
- ・愛玩動物看護師法(令和元年)
- ・ハンセン病患者家族補償金支給法(令和元年)



衆法情報

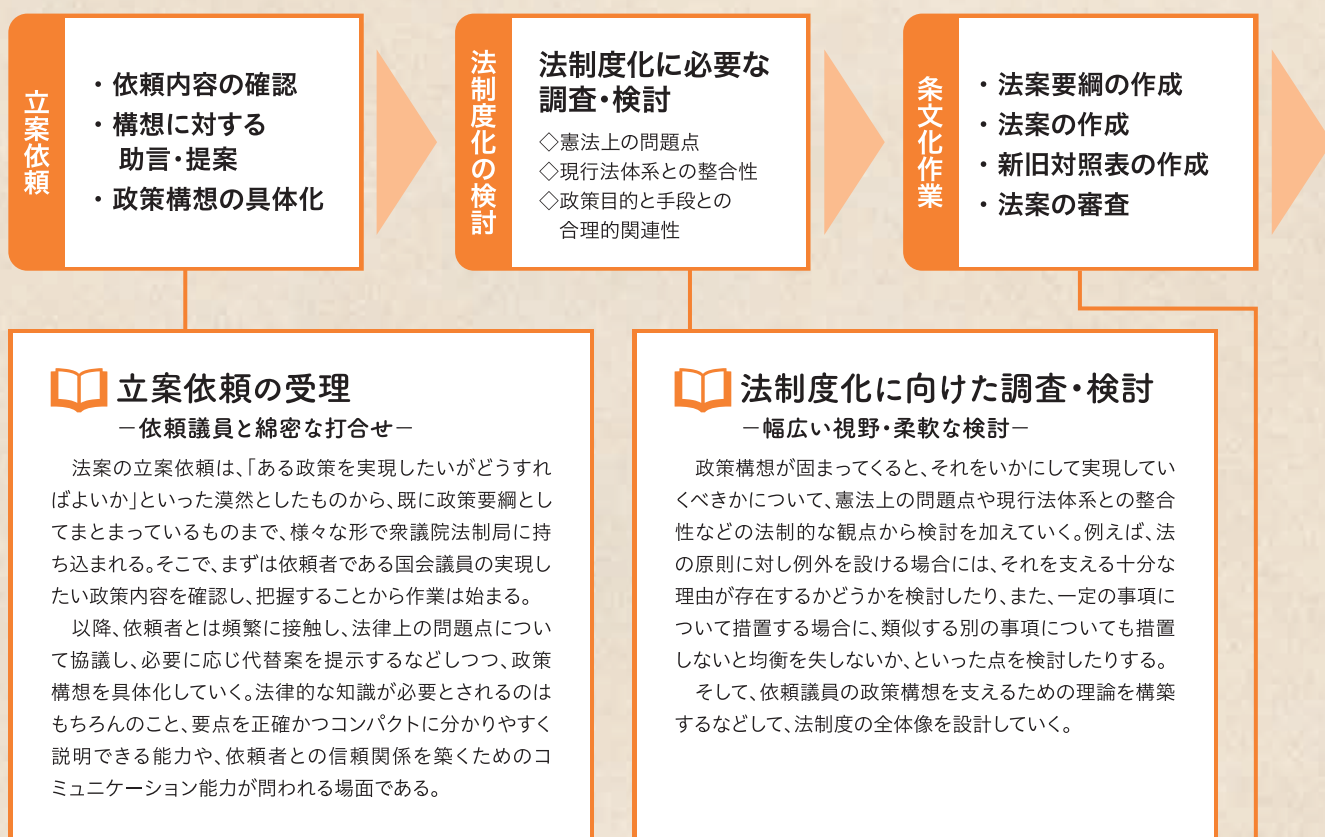
衆議院法制局の職務

1. 議員立法の立案・審査 おもい 一国会議員の「政策」を「法律」に かたち

議員や政党の政策立案スタッフが何らかの施策、立法措置を構想すると、その構想を衆議院法制局に提示し、検討、立案を依頼します。しかし、この段階では、まだ必ずしも法制度として完成されたものとは限りません。そこで、多くの場合、衆議院法制局は、提示された構想の意味や依頼の趣旨について、依頼者との協議を重ね、次第に具体的な形にしていきます。

議員立法の立案過程においては、憲法への適合性や他の法制度との整合性等に十分に配慮しつつ、依頼者の意向を最大限に反映させた法制度を設計することが必要になります。そのためには、依頼者と粘り強く協議を行い、依頼者の政策構想がどのような思いから出たものなのかを的確に把握し、それを踏まえた示唆・助言を適切に行う手腕が求められます。

議員立法成立までの過程を図で表すと、次のような流れとなります。



法制度を条文に — 専門技術的な職人の世界 —

法制度の骨格が決まると、それを法案要綱の形にして依頼議員に提示し、了解を得られれば条文化作業に入る。表現の正確さと分かりやすさとのバランスに留意しつつ、立法技術を駆使して条文を作成していく専門的・技術的な作業である。また、一部改正法の場合は、現行法の条文と改正後の条文を比較した新旧対照表も併せて作成する。

作成された法案の原案は、部長・法制次長・法制局長によって順次審査が行われる。



▲局長審査の様子（新型コロナ禍前のもの）

党内手続のサポート —簡潔かつ分かりやすい説明—

法案を国会に提出するためには、通常、依頼議員の所属政党において内部手続を経る必要があり、衆議院法制局はここでも依頼者をサポートする。議員が各党の会議で説明する際には同行し、出席者からの質問に対応する。

また、法案の理解を助けるため、図や表を交えた分かりやすい説明用資料を作成することも多い。

宇宙資源探査開発促進法の説明資料▶



党内手続

- ・説明資料の作成
- ・法案説明の補佐
- ・質問への対応

提出

国会審議

- ・想定問答の作成
- ・答弁案の作成
- ・委員会答弁の補佐

成立

国会審議のサポート —最後にして最大の山場—

法案が提出された後も衆議院法制局の仕事は続く。国会での法案審議に備え、まずは想定問答(あらかじめ想定される質問に対する答弁案)を準備しておく必要がある。

委員会での審議が行われる場合には、その前日に、質問予定の議員に質問内容を確認し、答弁案を作成する。深夜に及ぶ作業になることもしばしばだ。

審議当日は、答弁予定の議員に答弁案を渡して打合せを行う。さらには委員会審議の場にも同行して議員の側に控え、質問への対応などに備える。また、法制面に関する質問に対し、衆議院法制局の職員が答弁を行うこともある。

法案が参議院に送付された後も、引き続き、参議院での法案審議をサポートする。



▲委員会審議での対応(後方が衆議院法制局の職員)

2. 修正案の立案・審査 —修羅場の立案—

議員や政党の政策は、審議中の法案に対する修正案の提案という形で示されることもあります。このような修正案の立案・審査もまた衆議院法制局の重要な役割の一つです。

修正案の立案作業自体は、基本的には先に述べた法案の場合と異なるところはありませんが、対象となる法案が政治的な争点であればあるほど、委員会での採決の直前になって初めて政党間での修正協議が調ったり、極めて政治的な決着をみたりすることも少なくありません。そのため、修正案の立案は、往々にして厳しい時間的制約の下での作業になることが多く、また、複数の政党から同時に立案依頼が舞い込むことも少なくありません。まさに「修羅場」の立案作業であり、政治のダイナミズムを身をもって実感する場面でもあります。

さらに、修正案の立案の際には、時として、様々な法的・政治的要素を考慮しながら、微妙な法的表現を考案することを求められることがあります。そこでは、迅速かつ的確な法律判断・情勢判断と、高い法制執務の能力が必要とされることから、「立法府の法律家」としての実力が試される場面であると言えるでしょう。

3. 憲法問題・法律問題についての照会に対する調査回答

衆議院法制局の職務は、法案や修正案の作成といった条文化作業を伴うものばかりではありません。議員やその政策立案スタッフからの照会に対する回答、議員が法律問題を検討する際の助言・示唆、委員会の命を受けて行う「法制に関する予備的調査」と多岐にわたります。

その意味において衆議院法制局は、議会における法律問題が集約される場なのです。

憲法論議に関連する職務 — 前例のない「歴史」に関わる —

国会の憲法論議に関わる職務もまた、衆議院法制局の仕事の柱となる分野です。国会の憲法論議は各議院の憲法審査会が担っており、その論議は、政府への質疑が中心となる他の委員会とは異なって議員間の討議が中心です。そのような憲法審査会の議論を支える役割は、国会に置かれた補佐機関である憲法審査会事務局が担うこととされていますが、衆議院法制局は、この憲法審査会事務局に多数の職員を派遣して、全面的にこれをサポートしています。

加えて、衆議院法制局においても、与野党双方からの求めに応じて、憲法問題に関する様々な調査・助言や「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」の改正案の立案を行っています。

衆議院法制局と憲法との「深い」関わり

私は現在、出向先の憲法審査会事務局で、憲法、主に統治機構・9条・緊急事態条項の調査をしています。最近、衆議院議員提出の議員立法で憲法改正国民投票法が改正されましたが、憲法審査会で行われた改正案の審査では憲法論議を含む活発な議論が行われ、そのサポートに忙しい日々でした。

「憲法」というと、法学部の学生さんであれば大学入学後の早い段階で学習される方が多いと思います。私も、大学2年生のとき、大石眞教授の講義を受け、面白く感じて同教授のゼミにも入りました。しかし、理論的な整理が苦手な私には、憲法学を職業とする選択肢はなく、衆議院法制局に入局し、法律案の立案や、出向先の千葉県庁で条例案の立案に携わってきました。

そんな私にとって青天の霹靂だった憲法審査会事務局への出向。不安はありましたが、しかし、憲法関係の文献を調査していると、学生時代とは異なる多くの気づきがあったのです。それはなぜかと考えていると、ふと思ひ浮かぶことがありました。「唯一の立法機関」に置かれた衆議院法制局で、「全国民の代表」である議員の依頼を受け、時には「人権制約が必要かつ合理的」かを検討し、「法律案」が「両議院で可決したとき法律となる」瞬間を目の当たりにしたことを。千葉県庁で、「地方自治の本旨」を踏まえ、円滑に「行政を執行」できるよう「法律の範囲内で条例を制定」するため苦心したことを。今や、憲法の条文や教科書は、学生時代よりも遥かに身近で具体的なものを感じられ、思いがけず、学生時代の講義内容を活かして仕事をするに至っていたのです。

衆議院法制局は、憲法審査会事務局への出向も含め、長らく憲法論議をサポートしてきましたが、将来憲法改正案が国民投票に付される場合には、その広報を担う「国民投票広報協議会」の活動を支援することも見込まれています。このような憲法との深い関わりは、衆議院法制局が憲法改正の発議を行う国会の補佐機関であるだけでなく、衆議院法制局の職員として得られる知識と経験から考えても、ごく自然なことと思います。「国の最高法規」に関わる職場で、皆さんをお待ちしています。



コラム 入江俊郎（初代衆議院法制局長）と憲法

衆議院法制局の初代法制局長入江俊郎は、終戦後、法制局（現在の内閣法制局）長官として日本国憲法の立案に深く関わった、まさに生みの親の一人です。憲法問題調査委員会の委員として、また、憲法改正案の起草者として、松本烝治国務大臣や金森徳次郎国務大臣を支え、絶対的平和主義、徹底的民主主義を掲げる現行憲法を作り上げました。また、明治以来、片仮名・文語体であった法令に、初めて平仮名・口語体を採用した立役者でもあります。法令の頂点に立つ憲法が口語体で発表されたときは、国民から驚きとともに圧倒的な好評をもって迎えられました。

根本的な変革を遂げた天皇制の在り方、大英断というべき戦争放棄など、旧秩序から新秩序への移行を法制官僚として担った入江には、新憲法の成立は日本国の歴史的進展の必然として生み出されたものだという確信があり、そのため「アメリカの草案の翻訳」などといった見方には敢然と反論しています。

その後、昭和23年7月に発足した衆議院法制局の初代法制局長に就任し、戦後法制の形成期における議員の立法活動を支援しました。占領下のこの時期、法案の国会提出に当たり必要とされていたGHQのクリアランス（承認）に関し、議員立法については法制局長において憲法適合性などを保証する意見書を出すことが求められていたのです。昭和27年に最高裁判事に転じた入江は、18年余の長きにわたり務めた同職において、法制執務の経験を踏まえ、立法事実をベースとした憲法解釈を貫いています。

行政、立法、司法にわたる三権の各分野において、憲法の価値を守り通した生涯でした。



いりえ としお
入江 俊郎

（明治34年1月10日～昭和47年7月18日）

東京都出身。内務省入省後、昭和2年法制局（現内閣法制局）参事官、昭和21年同長官。この間、日本国憲法の制定等の立案責任者として尽力。昭和21年、貴族院議員に勅選。昭和23年以降、国立国会図書館専門調査員、衆議院法制局長、最高裁判事などを歴任。



▲入江の遺した「憲法改正草案要綱」（昭和21年3月6日発表）

立案の現場から



宇敷 崇広

法制企画調整部基本法制課(選挙・憲法等)
前第四部第二課(国土交通等)

平成27年 4月 入局/経済産業・環境等担当
平成28年 7月 労働担当
平成30年 8月 国土交通等担当
令和 3年 7月 現職

国の重要問題に対応する立法

ー過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ー

「過疎地域」という言葉は皆さんご存知だと思います。そう、人口減少等によって活力が低下している地域のことです。全国の市町村の半数近くが過疎地域に指定されていますので、皆さんにゆかりのある地域も含まれているかもしれません。これらの過疎地域を支援するため、「過疎地域自立促進特別措置法」という法律があり、全国の半数近い市町村を支援するとても重要な法律でしたが、その効力は令和3年3月31日で失われることになっていました。そこで、「全国の過疎地域を支援する新しい過疎対策法」を立法するべく国会議員が動き出したことで、私たちの仕事も始まりました。

「新しい過疎対策法」は、苦しむ過疎地域に寄り添ったものでなければなりません。議員の先生方は、丹念に地元の状況を調べ、地域の声を聴き、法制度設計を検討します。与党内の議論から始まり、その後、与野党協議に議論の場を移し、与野党双方の議論を集約して法制度設計を固めていきます。この法制度設計構想の段階からサポートするのも私たちの重要な仕事です。私も若手職員ながら、法制上の論点を調査して報告し、議員の政策判断をサポートしました。

与野党双方の白熱した議論の末、政策が固まってきたら、次は条文化作業です。一つひとつの政策の背景には、「過疎地域を何とかしたい」という議員の「想い」があります。我々衆議院法制局はこの想いを受け止め、1条ずつ忠実に、そして正確に条文の「かたち」にしていけます。若手の私も何十条もの条文作りを担当しましたが、1条ずつ丁寧に立案しているうちに、気付けば87ページもの大法案になっていました。こうして完成した「新過疎対策法」は、国会での審議を経て成立し、令和3年4月1日からは、本法に基づいて全国各地で過疎対策の計画が策定され、施策が実施されています。

衆議院法制局の魅力の一つは、本法のように、国の重要問題に対応するため、我が国の社会全体に広く影響を及ぼすような立法に、構想段階から深く関わることができることです。加えて、若手のうちから、議員との打合せ対応から条文作りまで多くの経験を積むこともできます。衆議院法制局での経験は、きっと皆さんを大きく成長させてくれることでしょう。



石黒 未有

法制例規室
前第一部第一課(内閣等)

平成28年 4月 入局/農林水産担当
平成30年 8月 内閣等担当
令和 3年 7月 現職

議員立法でイノベーション!

ー宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律ー

「宇宙資源について所有権を認める法律を作りたい」、そんな依頼があったら……? 冗談と思う人もいるかもしれませんが、しかし、民間主導の宇宙開発が広がりを見せ、宇宙資源に関する法整備に乗り出す国も現れるなど、事業者による宇宙資源の探査・開発は現実のものとなりつつあります。「宇宙資源探査開発促進法」は、こうした状況の中、事業者が宇宙資源を採る未来に備えて議員立法で制定されました。

立案過程での一番の難題は、「国内法を根拠に、民法の無主物先占と同様の考え方で宇宙空間での所有権取得を認めることができるか」という点でした。これを正面から論ずる文献は、どれだけ調べてもほぼ皆無。そのため、類似事例である「南極の氷」や、はやぶさが採取した「イトカワの石」の取扱いについて、関係各所から情報を集めると同時に、学生時代には触れてこなかった国際私法の文献を読み漁って手がかりを探すしかありません。宇宙空間での「占有」とはどんな状態か? 所有権が侵害されたらどう救済するか? 疑問が続々と湧き上がる中で、近い将来実現し得る宇宙資源の探掘・保管・利用の態様を想定しながら、課員同士が入局年次にかかわらず率直に意見をぶつけ、知恵を出し合い、みんなで頭を抱える日々でした。

「政府は、事業者による宇宙活動の実績ができるまで立法は難しいとの姿勢だ。しかし、法律で宇宙資源の所有権取得についての予見可能性を担保しないと、多額の投資を要する宇宙資源開発に参入する事業者は現れず、イノベーションも起きない。それなら議員立法で国内法を整備するしかない!」。依頼議員からはそんな言葉もありました。イノベーションを起こすための立法は、未知の事象を対象に、限られた情報に基づいて法律を作っていく難しさがあります。ですが、「議員立法にしかできない」と言われたら、何だか燃えてきませんか?



鼎談

わいせつ教員対策法の舞台裏

—教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律—



第三部第一課

(文部科学・科学技術等)

三塚 壘

令和2年入局

瀬川 謙一

平成19年入局

吉木 彰伸

平成31年入局

瀬川 報道等でも多く取り上げられた、児童や生徒にわいせつ行為をした教員を教育現場に戻さないようにするための「わいせつ教員対策法」は、議員立法として、令和3年3月に与党ワーキングチームが発足してから3か月足らずのうちにスピード成立しました。振り返ればいくつも山場がありましたね。

吉木 最初の山場は、「過去にわいせつ行為をした者には教員免許状の授与を永久に認めない」ように法改正をしたいと議員から依頼があり、憲法の職業選択の自由との関係をどうクリアするか、ということでした。

瀬川 元はと言えば、政府が令和3年の通常国会に法案を提出するはずが、憲法問題などがあって断念したと報じられていましたよね。

吉木 わいせつ行為をして免許状が失効した教員の欠格期間を無期限に延長するとしたら、職業選択の自由の観点から問題が大きかったので、私たちは、議員の本当に達成したいことは何か、その立法目的を実現するためにどんな手段が考えられるかというところから課で議論しました。

三塚 立法目的の根幹が「わいせつ行為から児童や生徒を守ること」であるならば、それを実現するための立法手段は「欠格期間を無期限に延長する」より権利の制約が少ない案として「過去に一定類型のわいせつ行為をした者には教員免許状の再授与を認めないことができる」という案も考えられるのではないかと、ということでしたね。

吉木 そして、この案を条文化するための参考に、他の法律で職業の欠格事由の規定と解釈がどうなっているかについてひたすら調べ、整理して論点をまとめました。

瀬川 吉木さんの調査能力あつての論点ペーパーでした。

最初の山場に関しては、依頼議員の立法目的の根幹は何なのかということから考えたことで、政府提出では困難だった論点を国会議員主導で乗り越えていく過程を理論的にサポートできました。

次に、「わいせつ行為」を条文でどのように定義するかが、2番目の山でした。この法律では「児童生徒性暴力等」という定義を置いて、問

題となるわいせつ行為を類型化しています。吉木さんは大学の刑法ゼミ出身者ですが、同じく刑法ゼミ出身者で入局1年目の三塚さんにも幅広い法令を調べてもらいましたね。

三塚 刑法の「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」などの条文解釈や判例の知識だけではなく、児童ポルノ禁止法や児童福祉法、軽犯罪法、都道府県迷惑防止条例なども徹底的に調べました。学生時代には馴染みのなかった法令も多いですが、その調査には学生時代に培った法律学の基礎が活かせることも実感しました。

瀬川 刑法ゼミ出身の二人がいてくれたことはとても心強かったです。立案の終盤、課長は議員との打合せや政党等の会議で席にいないことが多く、吉木さんにはほとんどの会議に課長と一緒に出てもらいましたね。私と三塚さんが残って電話対応や条文の起草・確認作業に当たりました。

三塚 条文化の段階では、類似の立法例がどれくらいあるか、原案が法令のルールに則って適切な表現がされているかなどを調査しました。入局1年目の職員でも十分に貢献できる職場だと感じました。

瀬川 1年目からこれだけ活躍してくれると頼もしいね！

私はもう15年目になりますが、仕事の内容は年次を重ねるにつれて、「個々の法律の規定や判例を丁寧に調べる業務」から「依頼内容を精査して必要となる作業を整理し、チームの各メンバーに割り振る業務」にシフトするのを実感します。若手の皆さんに能力を存分に発揮してもらい、チームの力を最大限発揮させるには、補佐級職員がしっかりと作業分担やスケジュールの全体像を見通せるかが肝ですね。

もっとも、一番チームの力を実感したのは、全体がよく見通せない時に「瀬川さん、それ違うんじゃないですか」と問題提起してもらえた時でした。

吉木 年次にかかわらず対等に議論できるのがこの職場の良さ文化だと思っているので、これからも先輩だからといって遠慮することなく問題提起しますよ！



衆法ラッシュ！ —プレイバック・第204回通常国会—

20/45

この数字が何だか分かりますか？実はこれ、衆議院議員提出の議員立法(=「衆法」)に関係するもの。令和3年の第204回通常国会では、衆法が45本新規提出され、継続審査議案を含め20本が成立。その成立率は実に4割を超えました。ちなみに、内閣提出・参議院議員提出の法案を含めた成立法案の数は84本なので、その約4分の1を衆法が占めていることになります。

成立した主な衆法としては、本パンフレット掲載のもののほか、

- ①自然災害の被災者等が義援金を生活資金として使えるようにするため、自然災害義援金一般について差押えの禁止を定める「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」、
- ②選挙人である新型コロナウイルス感染症の患者等であって外出自粛要請等を受けて投票困難なものに郵便等投票を行うことを認める「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」、

- ③最高裁判決等において石綿被害について国の責任が認められたことを受け、特定石綿被害建設業務労働者等に対して給付金等を支給するための「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」、
- ④強制労働の廃止に関する条約を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある国内法の罰則を整理する「強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律」、

などがありました。このように、自然災害対策や新型コロナ対策などタイムリーな問題に即応する立法(①・②)から、報道等で盛んに取り上げられた国賠訴訟に係る立法(③)、条約締結のための環境整備という国際問題に関わる立法(④)といった社会的影響力の大きなものまで、多種多様な立法に関与できることも、衆議院法制局の魅力の一つです。

若手職員実態調査

Q 衆議院法制局を一言で表すと？

- 「立法府のインハウスローヤー」…法律全般の知恵袋として議員の先生方からの信頼が厚く、幅広い依頼をいただいている。
- 「理屈が通っていることを言う人が勝つ職場」…議論の上では役職や入局年次は関係なく、合理的な意見が採用される。
- 「“お役所”らしくない」…ボトムアップ型の仕事の進め方、前例踏襲ではなくむしろ新たな課題を解決する発想が求められる等々。

Q 職場の雰囲気はどうか？

- 自由闊達に議論ができる「風通しのいい」職場。
- 研修や課内でのアドバイス、引継資料が充実しており、すぐに職場に慣れることができる。
- 幅広い政策分野に関心を持って貪欲に学ぶことが奨励される雰囲気。
- 若手のうちから様々な仕事を任せてもらえる職場。
- 先輩方から面倒を見てもらえて、忙しい時期でも新人職員の負担を考慮して仕事を割り振ってもらえる。
- 立案業務はチーム戦ということもあり、チームでの情報共有が密。共有ついでに質問や相談もしやすい。

Q 入局前・入局後でギャップはありますか？

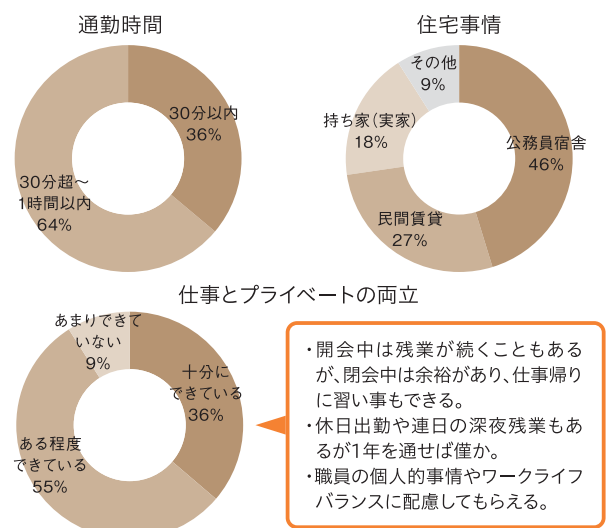
- 「1日中六法にとらめっこ」のイメージだったが、実際は議員との打合せや会議対応など、「外に出る仕事」が多かった。
- 立法技術の専門家として職人気質な面が強い印象だったが、議員その他の関係者と円滑にコミュニケーションを取りながら仕事を進めていく能力が求められる仕事だった。
- 議員の依頼にあわせてフットワーク軽く、柔軟にという雰囲気だった。サービス業、コンサル業、営業職的。
- 入局直後から議員との打合せに同行したり、論点メモ、条文案等のたたき台を作成したりと想像以上に若手が活躍できる職場。
- 法律だけでなく、様々な分野に詳しい職員が多かった。広くアンテナを張り、世の中の動きに敏感であることが求められていると感じる。

Q やりがいを感じる瞬間は？

- 立案をした法律案が提出されたとき。一つの政策を法律案というかたちにまとめあげることができた達成感がある。
- 自分が携わった法案が成立し、六法全書や法令データベースに掲載されているのを見たとき。
- 法案が委員会を通った後に、依頼議員に本当に嬉しそうに「ありがとう！ありがとう！！」と何度も感謝されたとき。
- 依頼議員から直接感謝の電話を受けたとき。児童の属する低所得者世帯に対する緊急支援法律案（野党案。未成立）について、「この法案のおかげで政府は再支給を行うこととなった。子どもの貧困問題に取り組む団体の方は泣き崩れて喜んでた」と感謝された。
- 依頼議員の政策を法律案というかたちにまとめて提出したことで、成立には至らずとも政府の運用見直し等につながったとき。
- 作成した説明資料を、依頼議員が「これが1番分かりやすい」と言って何度も説明等のために使ってもらったとき。

Q 印象に残っている仕事は？

- 新型コロナウイルス感染症対応のため、野党による感染症法改正案や閣法に対する修正案の立案、新型コロナウイルス感染症対応のための様々な給付金支給法案の立案など、刻一刻と変わる政治・社会の動きをととても実感でき、「コロナ対応最前線」の感があった。
- 訴訟の提起や判決をきっかけに制定された旧優生保護法一時金支給法やハンセン病家族補償法の立案に携わった際に、1日も早い救済措置の実現に向け、超党派の議員が協力して真摯に議論を重ねる場に密着したこと。
- 全171条、完成まで10年以上を要した立案作業の最後の2年半に携わり、成立を見届けた労働者協同組合法。
- 3年近く依頼議員と議論を重ねたLGBT法案。提出には至っていないが、1条、1文字に込めた議員の想いを感じて立案したので思い入れがある。
- 1年目ながら、他国の議会を視察するため海外出張。その成果を議員連盟の会合等で報告する機会をもらい、新聞等でも取り上げられるなどして、国会改革という国政上の大きなテーマを巡る議論の一端に関わっていると実感できた。



Since 2010

加莉 立士 KAGARI Ryuji

入局 法制企画調整部 企画調整課 (議院運営等)	入局後配属されたのは、本会議の日程を協議する議院運営委員会担当の部署。国会法等の議会関係法規を所管するので、初めて同行した議員との打合せは、国会議員の歳費に関するものでした。国会議事堂本館内の一室に向かうとき、身の引き締まる思いがしたことを鮮明に覚えています。
2011 第二部第二課 (財務金融等)	第二部第二課に異動したのは、与党会派が参議院で過半数に満たない「ねじれ国会」下で政府提出法案に対する修正が増えていた時期。社会保障と税の一体改革関連法案の修正では、立案作業だけでなく印刷作業にも追われました。 また、日本銀行法改正案の立案に際し、事例調査のため初めての海外出張へ。課長と二人で、中央銀行の独立性について、ハンガリーの中央銀行副総裁や欧州中央銀行職員にインタビューを行いました。
2013 第四部第二課 (国土交通等)	第四部第二課では、国土強靱化基本法案、首都直下地震対策特別措置法案等の国会審議をサポートしました。前者については、与党(自民党・公明党)の案が提出された後で民主党から対案の立案依頼があり、さらには修正協議を経て与党案が修正されるという経過をたどったため、野党案と修正案の立案を一つの案件で経験することができました。 また、ベトナム国会への法制支援(注1)のため、ベトナムに出張して、国会の補助組織や立案時における法的整合性の確保についてのセミナーを担当。他国との比較を通じて、我が国の政治制度に対する理解が深まりました。 (注1) 衆議院法制局は、2012年に訪日したベトナム憲法改正調査団に対して講演したことを機に、「ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト」として、同国の国会事務局職員に対するOJT研修等を実施している。
2015 英国留学	スコットランドのエディンバラ大学に留学し、修士課程で公共政策のコースを修了。スコットランドは英国内で一定の自治権を持っており、独自の議会も置かれています。同議会の議員やスタッフから話を聞く機会があり、議員を法制面からサポートする仕事と同議会でも重要視されていることを実感しました。
2016 法制企画調整部 企画調整課 (議院運営等)	帰国後は再び議運担当に。野党提出の行政監視院法案の立案等に携わりました。 また、プライベートでは、第一子の出産に合わせ、配偶者出産休暇・育児参加休暇・夏季休暇・年次休暇・育児休業を組み合わせ(注2)、約2か月の休みを取得しました。 2018年の冬には、3度目の海外出張でパキスタンへ。IPU(列国議会同盟)を介した同国からの要請で、衆議院法制局の業務や日本の議会制度について同国上院事務局職員と意見交換をしました。翌年の夏には、同国から3名の上院事務局職員がOJT研修のため来日され、その際は私も研修チームの一員に加わりました。 (注2) 仕事と家庭の両立支援制度の詳細については、15頁参照。
2019 第四部第二課 (国土交通等)	再び国土交通担当へ。2020年には、第二子の誕生に合わせ、前回と同じく様々な制度を組み合わせで5か月の休みを取得しています。子供が成長していく貴重な瞬間を間近で見ることができたとし、時間の使い方に対する考え方が変わりました。 復帰後は、過疎対策の立法や災害義援金の差押禁止法等の立案を担当。特に2021年の通常国会は、課で立案した法案が5本提出されて全て成立！忙しくも充実した毎日となりました。
2021 第三部第二課 (経済産業・環境等)	夏の異動で第三部第二課へ。未知の領域なので、国会閉会中の期間に担当分野の法体系を勉強したり、話題になっている政策を調べたりして、新たな立案依頼に備えます。 テレワークも積極的に活用しつつ、効率的に業務を遂行する方法を模索中です。



私の



これまでの
振り返って

「法律という軸で我が国の政策分野全般に関わることができる」という点に魅力を感じて入局して以来、数多くの立案に携わったり、海外留学・出張を経験したりしてきました。入局当初は議論の流れを追うので精一杯でしたが、今では課員が作った資料をチェックすることも増え、積み重ねてきた知識や経験を活用して業務に取り組んでいます。

今後の立案においても、精一杯依頼者に寄り添っていく所存です。

Since 2011

NISHIGAMI Kentaro 西上 健太朗

入局

第五部第二課
(厚生)

入局した年は、東日本大震災の直後ということもあり、衆議院法制局全体が慌ただしかったのを覚えています。さらに、当時はいわゆる「ねじれ国会」の状態。翌年には政権が交代するなど、政局が目まぐるしく動いていました。その渦中で、第五部第二課では、障害者虐待防止法、児童手当法改正、社会保障制度改革推進関連法、カネミ油症救済法、障害者優先調達推進法など、与野党協議を経て成立した多くの法案の立案を担当しました。

法制執務は全くの素人だった私も、入局直後から課の議論に加わって、勉強しながら起案したり、条文の「読み合わせ」をしながら勉強したりと、まさにOJTで経験を積んでいきました。

2013

法制企画調整部
基本法制課
(選挙・憲法等)

今では当たり前のように選挙でSNSが利用されていますが、かつては公職選挙法によりインターネットでの選挙運動は禁止されていました。基本法制課では、このインターネット選挙運動解禁するための歴史的な公職選挙法改正に携わりました。

また、衆議院の小選挙区選挙における一票の較差を是正するため、いわゆる「アダムズ方式」が2016年から導入されていますが、その検討も実はこの時期からスタートしました。

2014

第一部第一課
(内閣等)

第一部第一課では、日本版NSC設置法の議員修正、特定秘密保護法の議員修正・対案、女性活躍推進法の立案、統合型リゾート(IR)推進法立案・議員修正などを担当。第二部第一課では、民法(債権法)改正の議員修正、組織的犯罪処罰法改正(テロ等準備罪の創設)の議員修正・対案などを担当し、この頃は世間の注目度が高い重要な政治案件に、毎年のように関わっていました。

特に内閣提出法案に対する議員修正・対案の場合には、法案が提出されてから与野党の協議が始まり、法案審議の最終盤に内容がまとまることも多く、立案作業は時間との闘いです。それに備えて英気を養っておくこともまた重要です。この頃、国会の閉会中に時間を見つけては世界各地を旅行したり、趣味の自転車のロングライドイベントに参加したりしていました。📷

2016

第二部第一課
(法務)

第三部第二課では、プラスチックごみによる海洋生態系への影響等が世界的に懸念されている中で、海岸漂着物処理推進法を改正し、海洋ごみ対策を拡充するとともに、微細なプラスチックごみ(マイクロプラスチック)への対策も盛り込む法改正を行いました。プラスチックは私たちの生活に定着した不可欠の素材であり、対策の態様によっては日常生活にも多大な影響を及ぼし得ます。私が窓口となって環境省や経済産業省の担当者と法令協議をしましたが、いかに環境保全と産業政策のバランスを図るか、条文の表現ぶりに苦心したことを覚えています。

2017

第三部第二課
(経済産業・環境等)

現在、衆議院憲法審査会事務局に外向し、憲法審査会の運営や憲法(主に人権分野)に関する調査など、国会における憲法論議の補佐をしています。2021年には憲法改正国民投票法が改正されましたが、衆議院法制局とは違った立場から法律の制定過程に携わる機会を得られ、視野の広がりを感じています。

2019

衆議院
憲法審査会
事務局(外向)

10年

これまでを
振り返って

入局以来、目の前の案件に追われる日々でしたが、振り返ってみると、どれも国会ならではの、とりわけ「第一院」として与野党がぶつかり合う「衆議院」だからこそ得られた経験でした。社会情勢の変化に伴い生ずる様々な政策課題全てに、衆議院法制局という小さな組織で対応しなければなりません。日本の政治の中心に身を置いているのだなとつくづく感じています。皆さんも、国政の最前線で働いてみませんか？

法制次長からのメッセージ

最も国民に近く、最も国政の最前線に近い公務員

最近、公務員人気が落ちていると言われます。その一方で、公共のために奉仕したい、汗をかきたいという気持ちを持つ若者が増えている、という話も聞きます。そんな学生諸君にピッタリの職場が、衆議院法制局にはあります。

国民から直接選ばれ、様々な政治的要望を託された465人の国民代表が、唯一の立法機関に集い、国民からの要望を法律案という「かたち」に変換して国民の前に提示し、議論を戦わせ、最高の権威をもって結論を出す——そのサポートを国政の最前線でダイナミックに行うのが、衆議院法制局です。「政策を法律に」という標語は、議員の想いであり、国民の想いなのです。

国民に最も近く、国政の最前線に最も近い衆議院法制局で、既存概念の殻を破り、クリエイティブな発想で国民のために貢献したい、議会制民主政治の発展に貢献したい、そんな意欲あふれる学生諸君の挑戦を期待しています。



法制次長
笠井 真一

研修

入局後は、新規採用職員に対して衆議院法制局独自の研修が行われるほか、衆議院事務局主催の合同研修などに参加します。そのほか、留学予定者を対象とした語学研修や衆議院事務局主催の階層別研修、人事院主催の行政研修など、多様な研修に参加する機会があります。

衆議院法制局独自の研修は、春と秋の年2回行われます。春の「初任研修」は、立案過程の概要や法制執務の基礎などの基本的な内容です。一方、秋の「法制立案業務研修」は、2週間程度と少し長めの期間で、実際に法律案・修正案の案文を書いてもらう演習形式を取り入れるなど、実践的な内容となっています。



▲法制立案業務研修

■ 新規採用職員に対する研修

春	初任研修 ▶ 衆議院法制局の職務・立案過程の概要 ▶ 法制執務基礎 など (衆議院事務局主催 初任研修)
秋	法制立案業務研修 ▶ 法制執務応用 ▶ 演習(一部改正案・修正案) ▶ 法制度設計の事例紹介 など (衆議院事務局主催 初任フォローアップ研修)

採用情報

採用試験の概要



- | | |
|-------------------------|--|
| 第1次試験
(多肢選択式) | 基礎能力試験：一般知能(文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈)、一般知識(社会・人文・自然)
専門試験：憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学 |
| 第2次試験 | 論文試験：憲法、行政法、民法
面接試験 |
| 第3次試験 | 口述試験：憲法を中心とする法律問題
面接試験 |

業務説明会



- | | |
|----------------|--|
| オンライン | オンライン会議ツールを使用してオンライン方式で行う説明会。実際に立案を補佐した議員立法をテーマに、担当した職員がその具体的な立案過程を詳しくご紹介します。 |
| 衆議院第二別館 | 職員が実際に働いている職場(衆議院第二別館)において対面方式で行う説明会。職場見学など、職場ならではの企画をご用意しますので、職場の雰囲気に触れながら、衆議院法制局の魅力をより深く知ることができます。 |

勤務条件等

身 分 特別職の国家公務員である国会職員となります。
なお、定年は60歳ですが、令和5年度以降段階的に
引き上げられ、令和13年度以降は65歳となります。

勤 務 地 原則として、衆議院の施設で勤務し、引越しを要す
る転勤はありません(留学や出向で勤務地を異に
する可能性はあります)。

勤務時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分ま
で、週休2日制が実施されています。フレックス
タイム制のほか、早出遅出勤務や在宅勤務の制度
があります。

給 料 一般職の国家公務員の総合職採用者と同等にな
ります。また、通勤手当、住居手当、扶養手当、地域
手当、業務調整手当、超過勤務手当、期末・勤勉手
当(賞与)等も同様に支給されます。

休 暇 等 年次休暇(年間20日)、病欠休暇、特別休暇(夏季、
結婚、出産、看護、忌引、ボランティア等)及び介護
休暇があります。また、育児休業、育児短時間勤
務、育児時間のほか、配偶者同行休業の制度があ
ります。

宿 舎 衆議院独自の独身寮(千代田区所在)や世帯宿舍
(世田谷区等所在)が用意されているほか、国家公
務員合同宿舍が都内及び近県に整備されていま
す。

共済組合 職員は、衆議院共済組合の組合員となり、各種の
給付を受けることができます。また、全国各地にあ
る国家公務員共済組合連合会の医療施設及び各
種保養・宿泊施設を利用できます。

※令和3年8月末現在

採用実績

試験年度	採用数
令和2年度	1人
令和元年度	1人
平成30年度	2人
平成29年度	3人
平成28年度	2人

男女比

役職段階	男性の割合	女性の割合
指 定 職 級	66.7%	33.3%
課 長 級	82.4%	17.6%
課長補佐級	87.5%	12.5%
係 長 級	57.1%	42.9%

※令和3年8月末現在

職員一人当たり
平均超過勤務時間(令和2年度)

国会開会中	27.1時間/月
国会閉会中	14.1時間/月

※管理職員、育児時間取得者等を除く

職員一人当たり
平均年次休暇取得日数(令和2年度)

11.4日/年

※管理職員を除く

仕事と家庭の
両立支援制度

妊娠 → 出産 → 1歳 → 3歳 → 6歳

女性

産前休暇(6週)

産後休暇(8週)

男性

配偶者出産休暇(2日)

育児参加休暇(5日)※産前産後期間

◇ 配偶者出産休暇(令和2年度)

取得率:100%

平均取得日数:1.8日

◇ 育児参加休暇(令和2年度)

取得率:100%

平均取得日数:3.7日

◇ 育児休業取得率(令和2年度)

男性:75.0% 女性:100%

女性・男性

育児休業 ※3歳に達するまで

育児時間(1日2時間以内)・子の看護休暇(年5日)※小学校入学まで

育児短時間勤務 ※小学校入学まで

早出遅出勤務(学童クラブ送迎等のための始業・終業時刻の変更)

衆議院法制局ウェブサイト

採用情報・説明会の開催状況や議員立法に関する情報を随時ウェブサイトで公開しています。

衆議院法制局

検索



ウェブサイト

YouTube

YouTubeでも情報を発信しています。

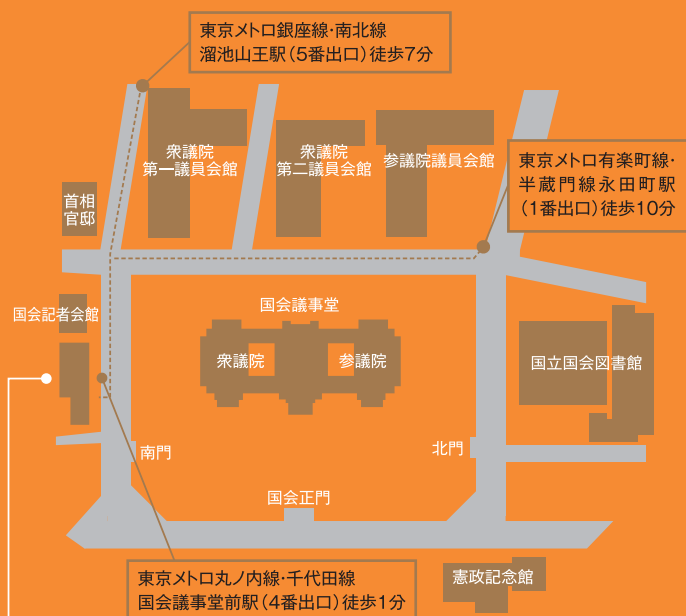


YouTube

衆議院法制局チャンネル



YouTubeチャンネル



衆議院第二別館
(8階・9階)



お問い合わせ先

衆議院法制局法制企画調整部総務課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院第二別館9階

TEL:03-3581-1570

E-mail:sk0008@shugiinjk.go.jp

※添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

令和3年10月発行(本文中の職員の職名・所属は令和3年9月30日現在のもの)
この印刷物は、再生紙に環境負荷の少ないインクを使用して印刷しております。

